

使用開始日 2023.10.19

フランクリン・テンプレトン・ 豪州インカム資産ファンド (隔月分配型)

追加型投信／海外／資産複合



投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社(ファンドの運用の指図を行います)

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日:1998年4月28日 資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:9,043億円
(2023年7月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先 フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社

 <https://www.franklintempleton.co.jp>

 **03-5219-5940**

(受付時間 営業日の午前9時～午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書により行う「フランクリン・templton・豪州インカム資産ファンド(隔月分配型)」(以下「当ファンド」といふことがあります。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月18日に関東財務局長に提出しており、2023年10月19日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・不動産投信))	年6回 (隔月)	オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1

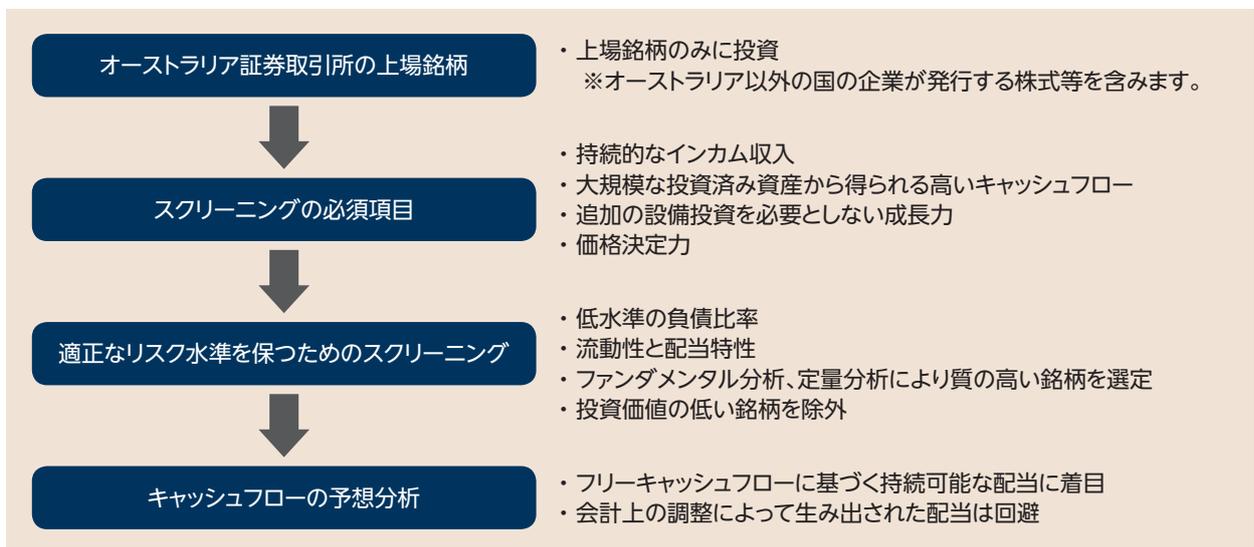
オーストラリアの株式市場に上場しているインフラ関連株式 および不動産投資信託等に投資します

- 主に不動産やインフラ関連施設のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託等を中心に投資します。

インフラ関連施設とは・・・

電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等の施設をいいます。

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。



※上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。

特色2

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

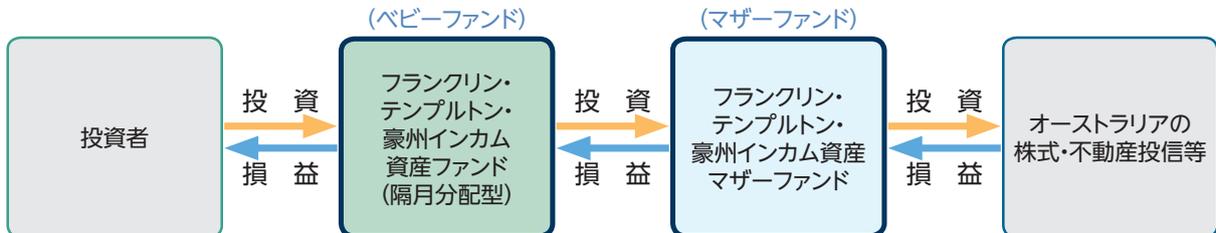
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

特色3 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色4 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います

- マザーファンドの運用は、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)に委託します。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

—マザーファンドの投資顧問会社

—長きにわたるオーストラリア株式運用の実績を有しています

※フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

特色5 毎決算時(1月、3月、5月、7月、9月、11月の各17日、休業日の場合は翌営業日)に、安定した分配を行うことを目指します



(注)委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記はファンドの決算日を示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

毎決算時(1月、3月、5月、7月、9月、11月の各17日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

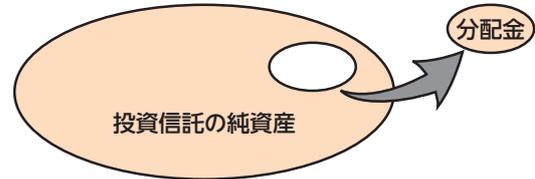


追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

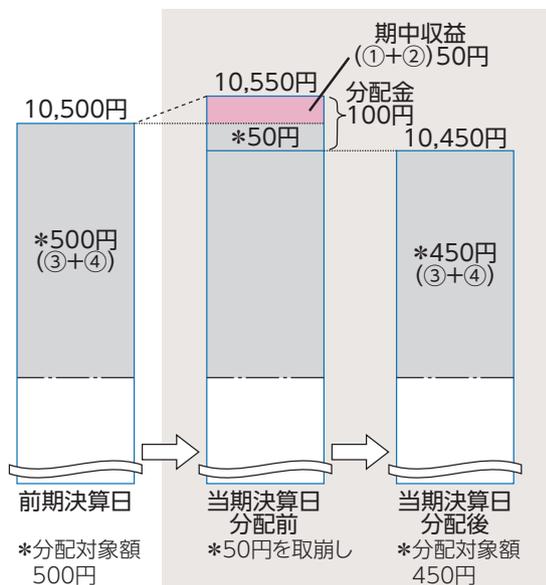
投資信託で分配金が支払われるイメージ



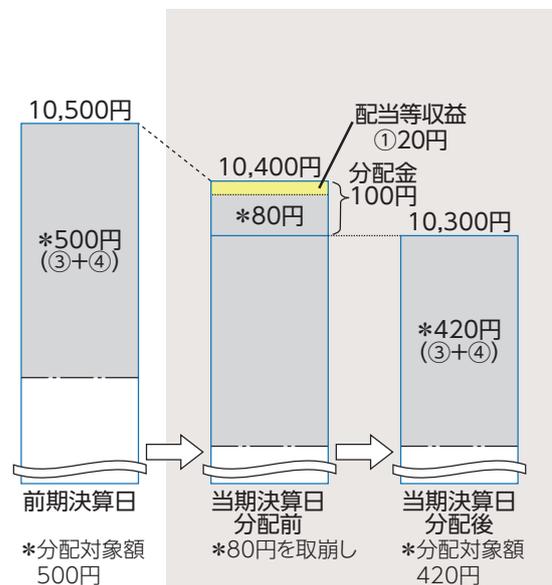
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



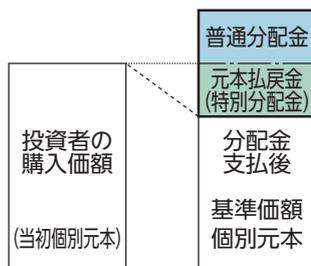
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

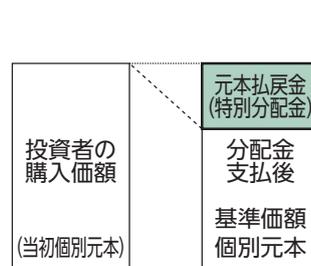
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



不動産投資信託の価格変動リスク(不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

(注)基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

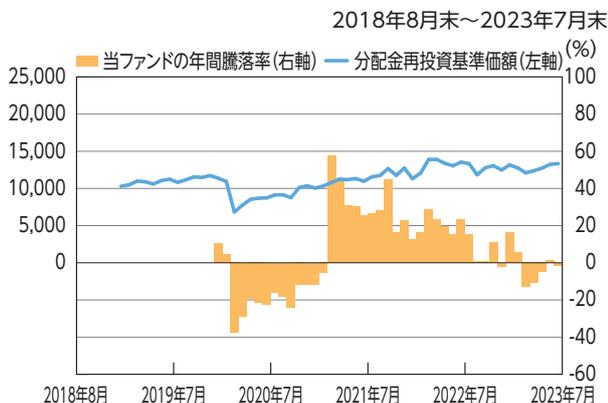
エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



投資リスク

参考情報

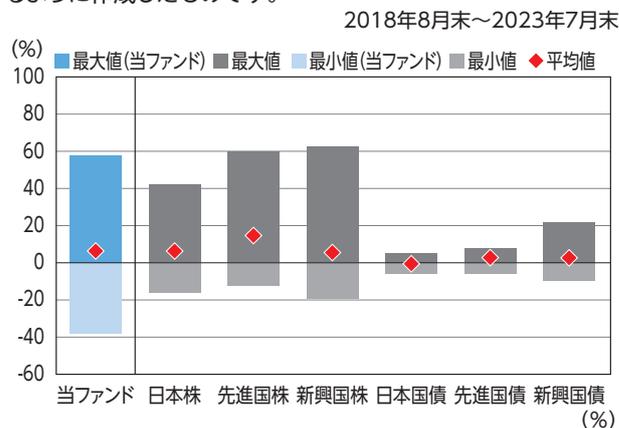
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
*年間騰落率は、2020年1月から2023年7月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*2018年8月から2023年7月の5年間(当ファンドは2020年1月から2023年7月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
*決算日に対応した数値とは異なります。
*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



運用実績

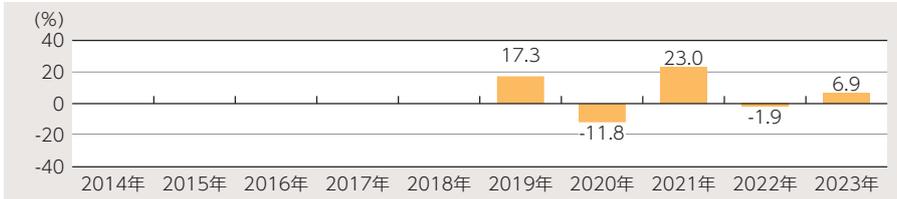
基準日:2023年7月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
 ※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※年間収益率は、税引前分配金を再投資したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
 ※2019年はファンドの設定日(2019年1月18日)から年末までの収益率、2023年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
11,616円	13億円

分配の推移

2022年11月	55円
2023年1月	55円
2023年3月	55円
2023年5月	55円
2023年7月	55円
直近1年間累計	330円
設定来累計	1,430円

※1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.07
現金・預金・その他の資産	△0.07
合計	100.00

(参考) フランクリン・テンプルトン・豪州インカム資産マザーファンドの主要な資産の状況

■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	39.84
投資証券	58.20
現金・預金・その他の資産	1.97
合計	100.00

■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
REIT(投資証券)	58.20
公益事業	20.61
資本財・サービス	13.94
コミュニケーション・サービス	3.28
不動産	2.00
合計	98.03

■ 組入上位10銘柄 (組入銘柄数 35)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
AURIZON HOLDINGS LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	6.65
AGL ENERGY LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.97
SCENTRE GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	5.89
APA GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	5.31
STOCKLAND	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.99
REGION RE LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.86
ATLAS ARTERIA	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	3.93
VICINITY CENTRES	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.90
CHARTER HALL RETAIL REIT	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	3.74
TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	3.36

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2023年10月19日から2024年4月17日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の申込受付不可日	オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
換金制限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信託期間	2044年1月18日まで(2019年1月18日設定) ※信託期間は延長することがあります。
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 <ul style="list-style-type: none">●当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合●受益者のため有利であると認める場合●やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日	毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各17日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。 当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	1,300億円 (フランクリン・templton・豪州インカム資産マザーファンド 2,000億円)
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	1月と7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、 3.85%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。		購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。	
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し 年率1.815%(税抜1.65%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。 ※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。		信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	配分 および 役務 の内容	委託会社	0.80%(税抜)	委託した資金の運用等
		販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
		受託会社	0.05%(税抜)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・ 手数料	<p>売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等</p> <p>原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。</p> <p>その他諸費用(監査費用、印刷等費用、計理およびこれに付随する業務の委託等の費用、受益権の管理事務費用等。)</p> <p>日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		<p>売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</p> <p>監査費用: 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</p> <p>印刷等費用: 印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</p>	

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度〔愛称:NISA(ニーサ)〕および未成年者少額投資非課税制度〔愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)〕をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
- ・ 2024年1月1日以降は、NISA制度が変更となり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2023年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

